

熊本家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

第1 開催日時等

1 日時

令和4年10月28日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

紫藤千子、鈴木俊洋、田口浩継、丁畑博胤、永田広道、林田博文、渡辺哲也、山下雅裕美、熊澤孝一、下馬場直志、岡田 健

（事務局等）

事務局長、事務局次長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、次席家庭裁判所調査官、主任家庭裁判所調査官、総務課長、総務課専門職

4 意見交換テーマ

熊本における最近の少年事件の実情について

第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長、○：委員、◇：事務局等】

1 開会

2 新任委員のあいさつ

3 議事

熊本における最近の少年事件の実情

4 意見交換

【熊本における最近の少年事件の実情】

○ 少年法改正について、特定少年（18歳、19歳の者）の保護処分を受ける期間については保護観察では2年もしくは6か月、少年院送致では3年を超えない範囲という説明があったが、17歳以下の保護処分と何が違うのか。

◇ 17歳以下の少年に対する保護処分について、「保護観察」や「少年院送致」とするに当たり、その期間は基本的には定めていないのに対し、特定少年の場合は、「2年の保護観察」、「6か月の保護観察」、「3年以下の少年院送致」というように犯情の軽重を考慮して保護観察等の期間の上限を定めることとされたもので、成人として、より刑事処分に近い形になっている。

- ◎ スマートフォン、SNSが介在する非行について、少年に対する教育的措置を家裁としてどのように働きかけていくか、また少年のみならず、その親に対してどのように働きかけていったらよいかについて意見交換したい。

家裁は、罪を犯して家裁に送致されてきた少年を専ら相手にしており、そういう観点から少年たちを見ているが、それ以外の側面から少年、特定少年に接しておられる委員の方々からどのように見えているのか等を伺いたい。

- 未成年後見や成年後見で若い方々と接している中で、スマートフォンを利用して借金をしたり、物を買ったりといったことがあり、その処理の手続きが煩雑で、対応に苦慮しているという話を聞いている。

学校現場では、スマートフォンやSNSのトラブルが非常に多いという現状がある。

そのような中で、先ほど家裁からの説明にあったように、スマートフォンを使わせないということは現実的ではない、どのようにきちんと使えるようになるかといったことを教育の現場で考えていかなければいけないのではないかと思っている。

学校が外部講師等を招く際に、家裁から情報提供ができたらいいのではないかと思う。

また、親御さんたちも、スマートフォンやゲーム等を使ってこられた世代の方々なので、感覚が子供さんと同じように感じている。親御さんに対しても義務教育の場面や高校教育の場面で伝えていく必要があると思う。

- 感覚的ではあるが、SNSの匿名性についての最近の若者の考え方としては、SNSで何かを発言すると残るし、最終的には誰が発言したかということが判明すると認識しているように感じている。

若い人はSNSの仕組みを理解していないため、どうやったら隠れられるかを知らない。そこで、その隠れ方を知っている人に出会ったら、その人について行ってしまうという風を感じている。

学生と接する中で、「規則に違反していないのであれば良い」という考え方やそういう発言をする学生が非常に多いということを感じている。

昔から行われている教育ではあるが、何が悪いかということをも根本的に考えさせる教育を行うことが大切だと思う。

親に対する教育については、社会の仕組みがスマートフォンを持つことが前

提となりつつあり、大学の中でもスマートフォンを持っていることを前提に授業等を進める傾向にあることから、スマートフォンの使用を禁止することを前提に話を進めるべきではないと考える。

- 教育現場の状況を少し説明すると、国が進めているギガスクール構想は、小学生から高校生まで1人に1台通信機能付きの端末を整備する構想である。

進めていく中で出てきた問題としては、誹謗、中傷、いじめやそれらが原因の不登校等のきっかけとなっていることなどがあるが、良いこととしては分からない言葉があればすぐに検索できること、自分の意見をすぐに公表することができることなどがあり、小学校ではプログラミング教育、中学校では技術・家庭科で情報の技術を、高校では「情報」という教科が今の高校一年生から、大学受験（共通試験）の必須科目となっている。

様々なトラブルが発生していることもあり、学校教育内では情報モラルを教えているが、最近ではこれでは追いつかないと考えられており、デジタルシチズンシップの教育が進められている。

情報モラルとは車に例えるとブレーキであり「これやったら危ない」「使いすぎたら抑制しよう」というものである。

学校の先生達が行っていたことは「これは危険だから絶対やってはいけない」等の脅し的なことで怖がらせることによって、それを止めようとしていたもので、「べからず集」を提供して教育を行っていたが、次から次に新しい機能等が出てくることもあり、とても追いつかず、「べからず集」には載っていない危険なことがたくさんある状態となってしまった。

これに対してデジタルシチズンシップは車で例えるとハンドルとアクセルであり、何がダメということではなく、それぞれが最適な行動を探すにはどのように考えてどのように行動すれば良いかというところに舵を切っているものである。

家裁における指導においてもその辺りまで意識しないといけないと思うし、情報モラルだけだとまた別の問題でひっかかると考える。

- 子を持つ親として興味深く、危機感を持って拝聴していた。

私は、スマートフォンは持っているが、SNS等は全く扱っていない。学校行事に参加すると、年齢的にもアラフィフの親御さんも多く見られ、私ども親と子供の間にはインターネットの有無による溝（世代間のギャップ）が存在し

ていると考えており、まだまだ親に対する注意喚起等の啓発活動も必要なのではないかと感じている。

先日、久しぶりに田植えをしてきたが、外で作業をし、気持ち良かった。

家裁における教育的措置の一つとして社会奉仕活動があり、熊本は農業、林業、漁業、酪農といった産業が盛んであるため、そういった産業での社会奉仕活動が有効ではないかと思う。

- 現実にはフェイクニュースがあふれている状況にあり、SNS上は一般常識とは逆の方向を向くことがある。

携帯が一つの世界になっているので、情報モラルを教えるだけでは追い付かない。禁止事項をきちんと教育の中で伝えていくことが大事であり、これはやってはいけないのだということを教えていく必要がある。

やってはいけないことが増えていくとは思いますが、それらをきちんと教えていく必要があると思う。

家裁においては、なぜ犯罪になったのかも分からない少年が多くいるのではないかと思うので、法的にきちんと説明することが大切だと感じている。

- 児童養護施設においても現実的な問題として、こういった案件に追われているという状況にある。誹謗中傷も含めて罪の意識がなくてやっている現状がある。

使い方の説明等は学校等でも「べからず集」を使ってよくやっている。

施設においては、子供たちに使い方（ルール）について学ばせようと考え、講師を招いて話をしてもらったことがあった。

モラルやリテラシーということは聞いてはいるが、聞いて学んでいることと実際使っている行動が伴わないという現実がある。

罪を犯してしまった場合には、社会的な資源を活用して、人と触れる機会（誰かと一緒に汗をかく等）を増やすことが一つのアイデアになるのではないか。罪を犯す子供の中には、「集団」もあるが「孤独」もある。人と関わる喜びにつながるような社会奉仕活動が有用なのではないかと考える。

韓国では、学校で規則違反をした子供に対し、三か所くらいの会社等で奉仕活動をさせ、その会社等から報告を受け、自分の振り返りを行い、学校の学びを深めているということを聞いているため、社会奉仕活動が有用であると考え

◎ 委員のご経験から他者との関わり方等で改善された経験があればお話しいただきたい。

○ 犯罪や非行というレベルではなく、生活習慣の見直しで改善できたという例として、子供が寝ないという相談を受け、子供を預かったことがあった。原因はスマホ依存だったのか定かではないが、昼間外で遊び、スマホを使わなくなったら、良く食べ、よく寝るようになったということがあった。

○ 日々の報道の現場で特に感じていることは、「振り込め詐欺」のいわゆる「受け子」「出し子」として高校生が摘発されるというケースがとても目立ち、そういった事件の取材経過等を聞くと、驚くくらい安易に一線を乗り越えている。

闇のアルバイト募集に応募したケースでは、これから受験勉強を始めなければならない、時間を作るために今のアルバイトの回数を減らしたいから、手軽に稼げる「闇のアルバイト」に応募したという話を聞いて私は頭を抱えてしまったし、これは特異なケースではないと思っている。

また、中には、気軽な気持ちで闇バイトに手を出してしまい、抜きたいと思っても、学生証等の写し等を詐欺集団ににぎられていることから抜けきれず、渋々続けてしまったという少年もいる。

そういった「気軽に一線を越えること」をなくしていくための特効薬はないのではないかと考えているし、やはり教育の場で子供たちにどう伝えていくかに尽きるのではないかと思う。

学校教育の現場の中で「交通安全」や「薬物」に対する教育と同じように「SNS等による犯罪」に対する教育を行っていくことが有用だと思う。その教育の中に可能な範囲での紹介にはなるのかもしれないが、リアルな失敗談などの紹介も交えていくことができればより有用なのではないかと思う。

○ 弁護士として事件に当たってみると、結局、「こんなことになるとは思ってなかった」という人が多い。漠然と一般的にSNSの危険性等は教育現場でも話されているので、全く危ない側面がないものとは思っていないが、実際自分がやったことがこういうことに繋がることなのかといったことについて、「聞いて学んだこと」と「行動」が伴っていないと感じている。

これを自分がやることによって、どういう被害が生じるのか、周りに与える

影響がどういうことなのかは考えていない。

大体やった時には「思ってもみなかった、そういう背景については全然考えず、簡単にクリックした。」という子供たちが多いことから、教育現場では、「危険なことですよ。」「だめですよ。」ということはあっても、その結果、実際どういうことが起こっているのかという具体例まではなかなか踏み込んで子供たちには伝わっていないと感じている。

盗撮等デジタル被害の被害者を例にすると、被害者は一生被害に苦しむことになるということや、そういった投稿を行ったことで被害者やその家族だけでなく、自分の家族等にも影響を与えてしまうといったこと等は投稿する時には考えもしなかったということをよく耳にする。

家裁において、特定の事例の紹介は難しいかもしれないが、一つの行動（投稿）をしたことによって、どのような被害が生じ、どのような影響を与えるのかを指導していく必要があると感じる。

- 検察官として、率直に最近思っていることは、子供の倫理観や常識、違法、適法の判断等基本的な部分が非常に緩く、安易に行動してしまうというところは確かにあると思う。

持続化給付金の詐欺事案が世間で騒がれていたが、気軽に誘われて、「名義人でお前いけるよ」って言われても「持続化給付金」という名前聞いただけでこれは貰えないと考えて良さそうなのに、「もらっていいんだ」と思い、よく分からない書類を作り、名義人として詐欺の片棒を担いでしまうというケースを耳にした。

従前は、働いて、その対価として給料をもらうということが根底としてあるので、「そんなうまい話なんてない」と思って当然だったのかもしれないが、最近はユーチューバー等が動画を流していたら、お金がたくさん入ってくるということをSNS等で知ってしまうと「いい話」はたくさんあるのだろうと安易に考えてしまうことがあるのかもしれない。

親御さんも、報道等いろんなものを見て「こういう危険がある」「こういうことが起こる」ということも分かっていると思うが、自分達がそういう教育を親から受けていないので、「うちの子は大丈夫」と思っていると、痛い目を見る可能性があり、家裁の調査の中でいろいろ言われても、「うちの子は一回だけだから問題ないだろう」と安易に思ってしまうと、親にも響かないし、親御さんが子供にもものを言えないということがあるのかなと思っている。これまでの刑事

事件等の経験からも親御さんの「意識」は重要だと感じている。

抽象的な話よりは、具体的なビデオの作成等もあるのではないかと。SNSでこういうことをやってしまうと、どんな被害が出るということや、詐欺にだまされた人がどんな思いをするか、名誉棄損でどうなるか、迂闊に繰り返す自分自身がどうなるかということを伝えていくことが大切だと思う。

脅しみたいになるかもしれないが、悪いことをしていくと深みにはまって抜けられなくなる危険があるということや刺激が強すぎない程度に伝えていくことが必要だと思っている。

- 家裁で少年事件を担当していると、最近は特殊詐欺が多く、少年に話を聞くと、「悪いこととっていなかった」ということがあるが、テレビ等でもオレオレ詐欺等のことを報道しているので、本当に知らなかったのかと聞くが、「知らなかった」と答えることがある。犯罪の意識が低いと感じており、意識を上げるためになんとかしなければならぬと感じている。

このような原因としては、ネットの情報の中にあるいろいろなテクニック（うまくやる方法）と犯罪行為の境界があいまいで、テクニックを身に付ける（情報を仕入れる）のと同じ感覚で犯罪情報を得て、犯罪に結びついているのではないかとみなさんのご発言を聞いて考えていた。

その対策として教育的な措置をどうしたら良いのかについては、具体例や失敗例を示して、想像力を高めることが有用であるというご意見があり、取り入れていきたいと思う。

また、教育現場における教育が重要だという話については、教育現場との連携として裁判官が出向くのも良いのではないかとご指摘等もあり、考えていきたいと思う。

少し意外だったのは、情報リテラシー等の教育だけでは限界があるのではないかと、それをやってもなかなか難しいし、特効薬はないというところである。

そういう意味では、少年もSNS等バーチャルな世界からリアルな世界へ目を向けさせるために社会奉仕活動等や、何が悪いか考えさせること等、従前やっていた教育的措置の質を上げる必要性が、このSNSの環境の中で更に高まっているということも改めて認識したので、新たなカリキュラムを作ると同時に、従前の教育的措置をもう少し充実させていかなければならぬことを実感した。

◎ 本日も多彩な角度からのご意見を伺えたので、家裁の実務に活かしていきたい。

5 次回のテーマ

「ウェブ会議を利用した家事調停手続について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

令和5年5月26日（金）午後1時30分

7 閉会